

300年を超える水との闘いの歴史に終止符を打ち
「流域治水対策」を中心にした村づくりの推進を目指して

「日高村水害に強いまちづくり条例」 説明資料



令和2年 12 月
高知県日高村

目次

I. はじめに	1
1. 条例の目的	1
2. これまでの治水対策とこれからの治水対策	2
II. 条例の全体像	3
1. 目的・基本理念(条例第 1 条、第 2 条)	3
2. 村・村民・事業者の責務(条例第 4 条、第 5 条、第 6 条)	3
3. 基本方針(条例第 8 条)	3
III. 条例の具体的な内容	4
1. 「日高村浸水予想区域」の指定に関する事(条例第 9 条)	4
2. 建物床高規制に関する事(条例第 10 条)	6
3. 貯留浸透阻害行為(盛土等)の規制に関する事 (条例第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条)	7
4. 日高村水害に強いまちづくり審議会に関する事 (条例第 23 条)	8
5. 防災情報の提供等に関する事(条例第 15 条、第 16 条)	8
6. 自主防災組織の充実にに関する事(条例第 17 条)	8
7. 河川環境の保全・管理に関する事(条例第 18 条)	9
8. 森林、農地の保全に関する事(条例第 19 条)	9
9. 流域治水教育の推進に関する事(条例第 20 条)	9
10. その他	10

I. はじめに

1. 条例の目的

日高村の歴史は、水との闘いの歴史です。300年を超える水との闘いから脱却すべく様々な治水対策を行っています。この流域治水条例をきっかけに、水害の村から、水自然と共存する村となるよう、条例を定めました。

条例策定に当たっては、全7回の委員会で村民代表の委員の皆さんから様々な御意見を頂きました。条例制定の趣旨や目的、村民の皆さんの想いについては、前文という形で反映されています。

「日高村の歴史は、水との闘いの歴史」と言われるように、八田堰・鎌田堰築造後も、大雨のたびに仁淀川の水が逆流し、平野部一面が浸水するといった歴史を繰り返してきた。それは、300年を超えるまさに「水との闘いの歴史」である。

仁淀川床上浸水対策特別緊急事業により、日高村においては3本目の放水トンネルである日下川放水路トンネル工事が平成27年度に着工され、日本で類をみない素晴らしい治水施設が完成する。一方、こういった施設に守られることで、日高村は浸水しないといった甘い考えから無秩序に低地の開発をすることを繰り返しては、これまでの努力を無駄にしてしまうおそれがある。

無秩序な開発等を決してさせないために、今なお日高村の低地は浸水するおそれのある場所であることを確認し、平成26年台風第12号規模の降雨があった場合に浸水が想定される区域を、人々の命や財産を脅かす「日高村浸水予想区域」として指定し、村民皆で見守っていく必要がある。

一方で、「日高村浸水予想区域」は、決して負の遺産ではない。人々が生きていく中で、水はなくてはならない存在であることは言うまでもない。水は、人々の暮らしの大切な生活を育み、農業、産業をはじめ、ありとあらゆる面において、暮らしを支え続けてきた。

今こそ我々は、水資源の大切さや、それにより活かされてきた人々の暮らしを想い、水とともに暮らしてきた歴史を学び、その資源の必要性をしっかりとこれからの暮らしに反映していかななくてはならない。日高村浸水予想区域を示すことは、床上浸水を防ぐために必要不可欠な情報を提供するものであるとともに、我々の目指すまちづくりの方向性の指針を形作るものである。

「みどりのダム機能」を持つ森林を守り、水資源の有効な利用及び活用を図るとともに、地下水のかん養による自然の素晴らしい循環を促し、自然豊かな日高村がいつまでも続くことで、自然と人とが共生することに繋がると考える。

ここに、永年の水との戦いの歴史を乗り越え、村民が安全に、かつ、安心して暮らすことのできるまちづくりを推進するため、この条例を制定する。

2. これまでの治水対策とこれからの治水対策

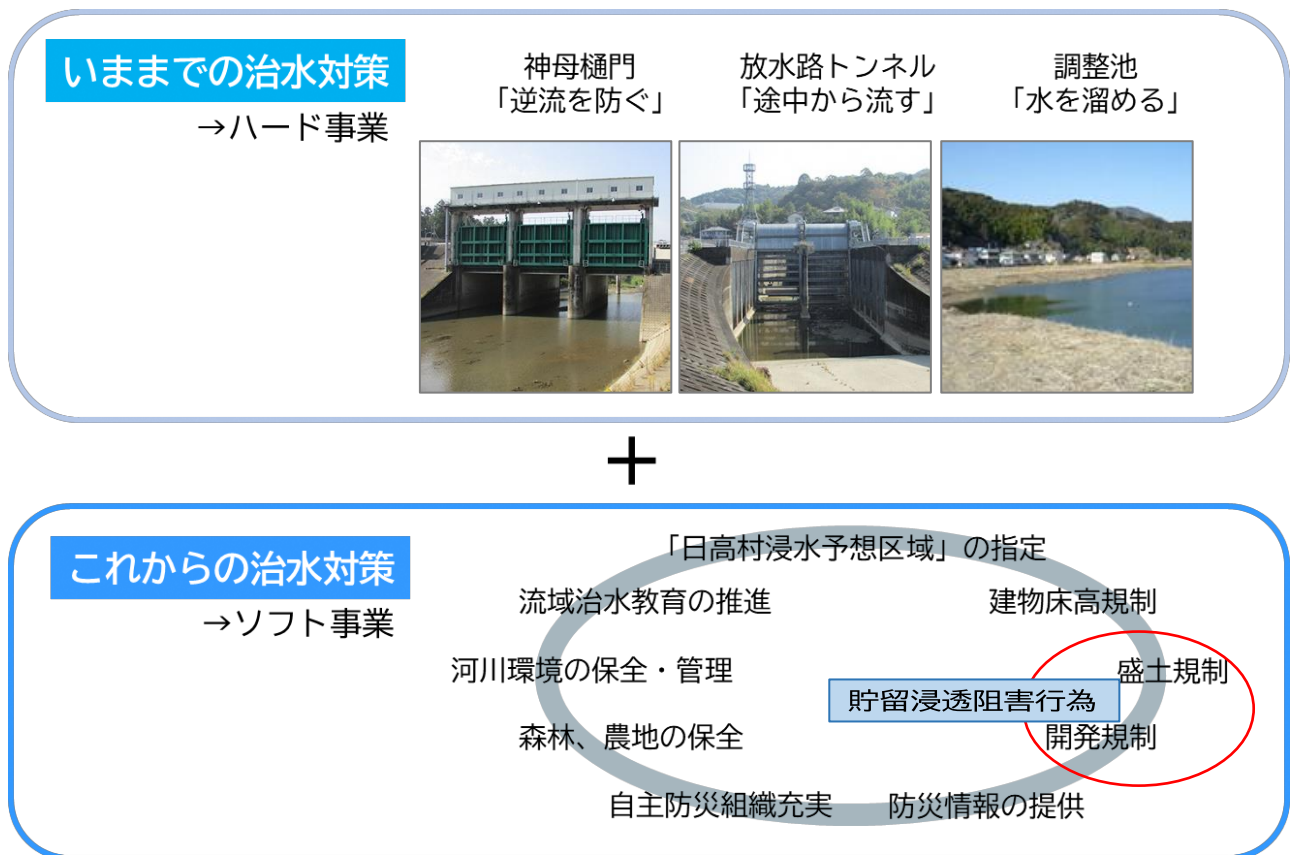
これまでの治水対策は、神母樋門の「**仁淀川の逆流を防ぐ**」、日下川放水路トンネルの「**途中から流す**」、日下川・戸梶川調整池の「**いったん水を止める**」の3本柱です。

さらに今、その治水対策に加え、平成26年台風第12号クラスの雨量があった場合でも、**床上浸水家屋0戸を目指した取組み**が進められています。

国・県・村が一体となり、新たな新規放水路トンネルの建設や川幅を拡幅したり、局所的浸水域の対策など令和2年度完成を目指しています。

しかしながら、そういったハード面だけの取組みだけでは、安心・安全を目指す治水対策の限界があるのです。

日頃からの備えはもちろん、何より村民の皆さんと一緒に、「水との戦いの歴史」を乗り越えようとするからこそ、治水対策の原点であり、村づくりの根源であります。



II 流域治水

Ⅱ. 条例の全体像

1. 目的・基本理念(条例第 1 条、第 2 条)

「自然と共生し、永年の水との闘いの歴史に終止符を打つ」

本村の豊かな水資源及びその良好な循環の保全に配慮しながら、雨水の有効利用・地下水の涵養などを図ることで、自然と人々が共生するとともに、永年の水との闘いの歴史に終止符を打ち、村民が安全かつ安心して暮らすことができるまちづくりを目指します。

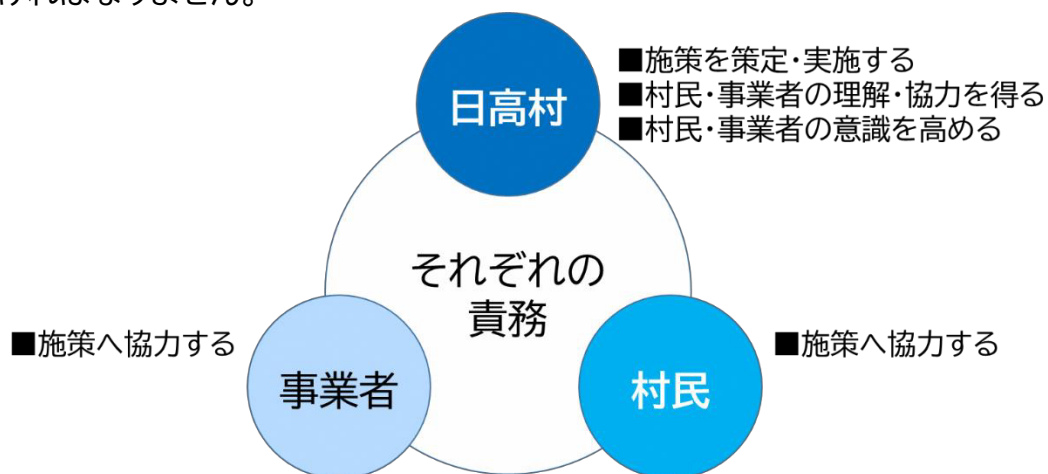
2. 村・村民・事業者の責務(条例第 4 条、第 5 条、第 6 条)

「村・村民・事業者が協働して流域治水対策を推進」

村は、流域治水対策を進めるための施策を策定し、実施する責任があります。

また、広報活動や様々な機会を通じて、流域治水対策の必要性を周知し、村民・事業者の理解・協力を得なければなりません。

村民・事業者はともに、地域社会の一員であることを認識し、村が進める流域治水対策に協力しなければなりません。



3. 基本方針(条例第 8 条)

「流域治水対策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針」

村民と村とが一体となった治水対策事業を計画に推し進めるために、次の基本方針を定めます。

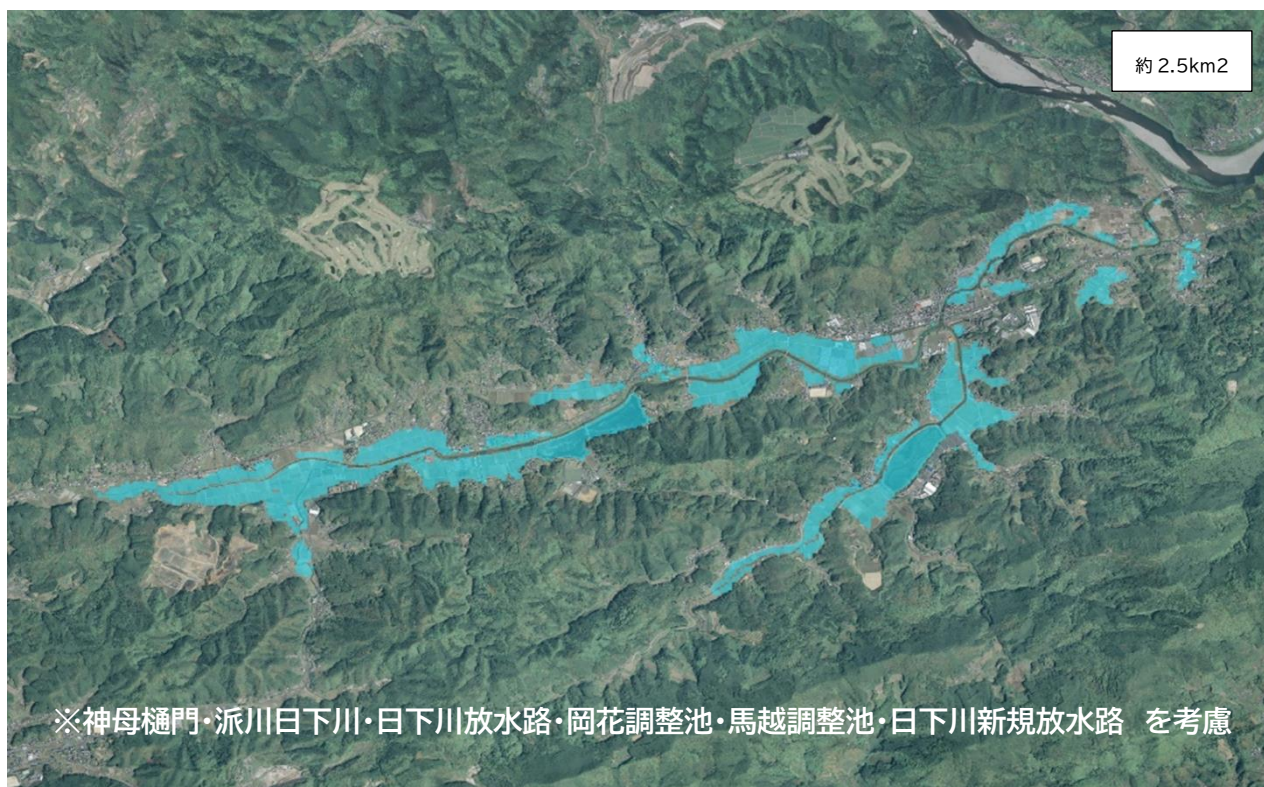
- (1) 流域治水対策の意義及び基本的な方向
- (2) 流域治水対策のための施策に関する基本的な事項
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、流域治水対策に関する重要事項

Ⅲ. 条例の具体的な内容

1. 「日高村浸水予想区域」の指定に関すること(条例第 9 条)

①「日高村浸水予想区域」とは？

「日高村浸水予想区域」とは、平成 26 年台風第 12 号規模(概ね 80 年に1度の頻度で発生する規模)の降雨が起こると、村民の命や財産に危険を及ぼすことが想定される区域のことです。



本条例では、安全で安心なまちづくりを推進するために、建物の床高などを規制し、村民の命や財産を守る「日高村浸水予想区域」を指定します。

村長は、「日高村浸水予想区域」を指定する場合は、想定浸水深を明らかにして、村民の皆さんに公表します。

公表の際は、日高村公告式条例に規定する掲示場に掲示されます。

- (1) 日高村役場本庁舎前の掲示場
- (2) 日高村役場能津出張所前の掲示場
- (3) 日高村岩目地 419 番2の掲示場

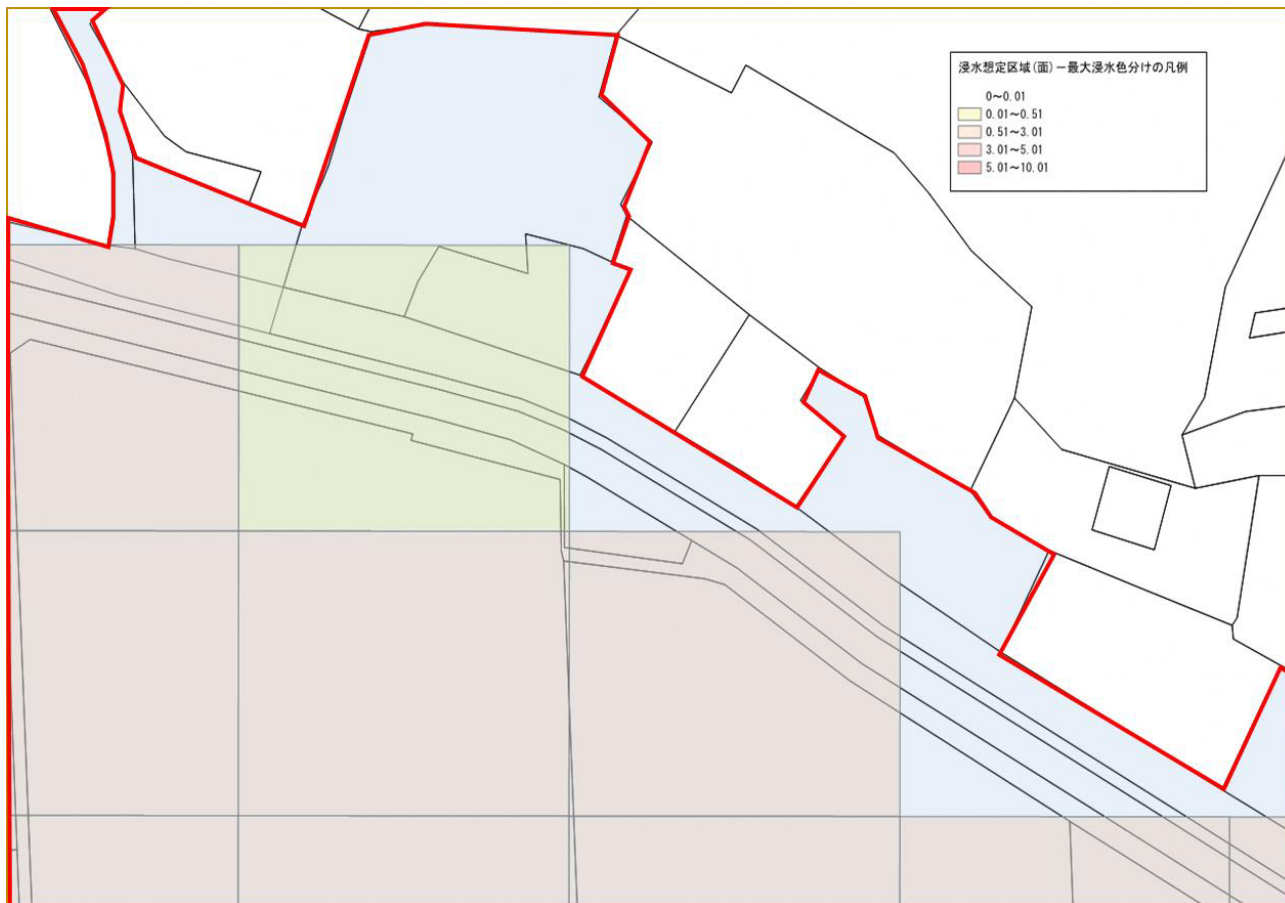
●この「日高村浸水予想区域」は、建築基準法の「災害危険区域」として指定されます。
(高知県条例の改正が必要なため、後述の「建物床高規制」の施行は高知県条例改正後)

②区域に指定されるとどうなる？

「日高村浸水予想区域」に指定された場合は、後述する建物床高規制等の対象となります。

③区域の確定の考え方

下図のように、土地の一部が区域にかかっている場合でも、その土地全てを「日高村浸水予想区域」として考えます。



ただし、「日高村浸水予想区域」内で、特に「区域外と接している土地」については、現地確認が必要な場所があるため、現地確認後、遅れて確定をすることになります。



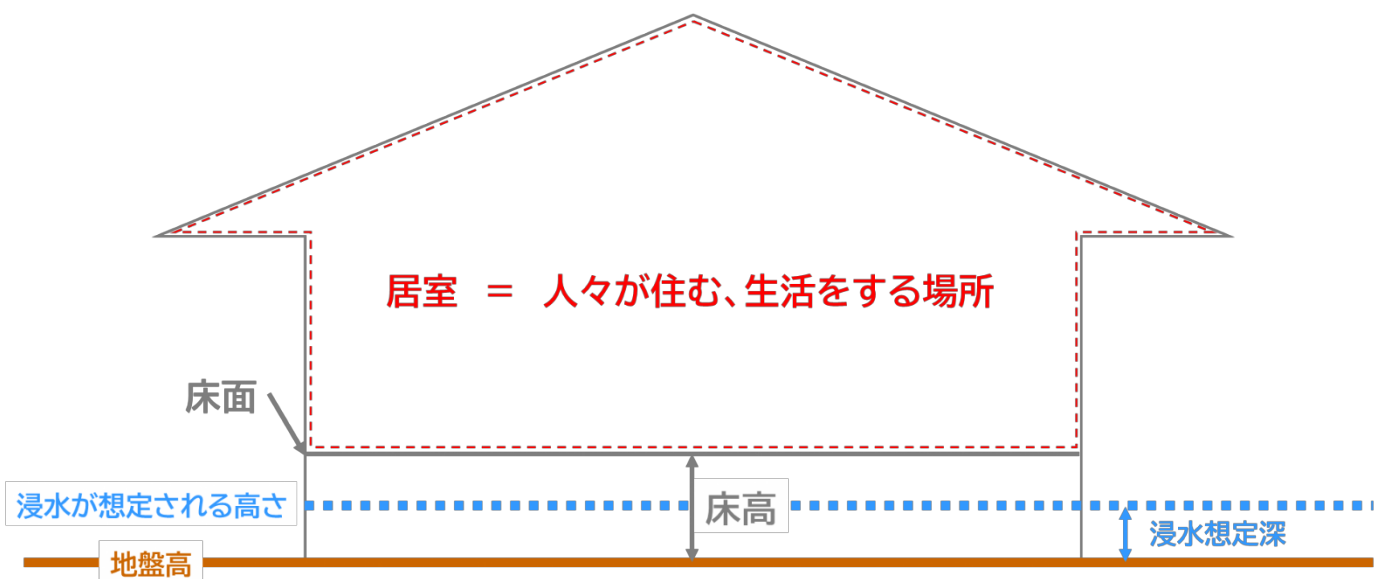
2. 建物床高規制に関すること(条例第 10 条)

建物床高規制とは？

「日高村浸水予想区域」内で新たに建築物を建てる場合は、「居室」を「基準高」以上にしなければなりません。

「居室」とは、人が住む場所や生活をする場所など、継続的に使用する部屋のことを言います。事務所やピロティ、物置は、居室には含まれません。

「基準高」とは、浸水が想定される高さ、つまり想定浸水深のことを言います。



●この「建物床高規制」については、建築基準法の「災害危険区域」の範囲で規定するため、別の条例「日高村災害危険区域の指定などに関する条例(案)」で、詳しく定める予定です。(高知県条例の改正が必要なため、「建物床高規制」の規定は少し遅れる可能性があります。)

3. 貯留浸透阻害行為(盛土等)の規制に関すること

(条例第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条)

①貯留浸透阻害行為とは？

日高村内においては、雨水の「貯留」・「浸透」や洪水による氾濫水の「貯留」を阻害する次の「貯留浸透阻害行為」を行う者は、事前に村長届け出ることが必要です。

- (1) 盛土又は埋立て
- (2) 宅地等にするために行う土地の形質の変更
- (3) 土地の舗装(コンクリート等の不浸透性の材料で土地を覆うことをいい、前号に該当するものを除く。)
- (4) 浸水被害軽減施設の埋立て等過去になされた浸水被害対策の機能を損なう行為
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、土地又は施設の形質を変更すること等により、氾濫水の貯留機能を減少させ浸水被害発生時に他の土地の浸水深を増加させるおそれのある行為又は土地からの流出雨水量(地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量をいう。)を増加させるおそれのある行為で、規則で定めるもの

ただし、以下に掲げる行為や非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りではありません。

- (1) 主として農地を保全する目的で行う行為(盛土等の農地の貯留浸透機能を損なう行為を除く。)
- (2) 仮設の建築物等(建築物その他の工作物をいう。)の建築その他の土地を一時的な利用に供する目的で行う行為(当該利用に供された後に当該行為前の土地利用に戻されることが確実な場合に限る。)

②土地に盛土等をしたとき

盛土等の「貯留浸透阻害行為」を行う場合は、貯留浸透阻害行為をする土地の区域や規模などを記載した「計画書」を村に届け出なければなりません。

③村長による助言・勧告

村長は、必要があると認めるときは、届出をした者に対して、必要な助言・勧告をすることができます。



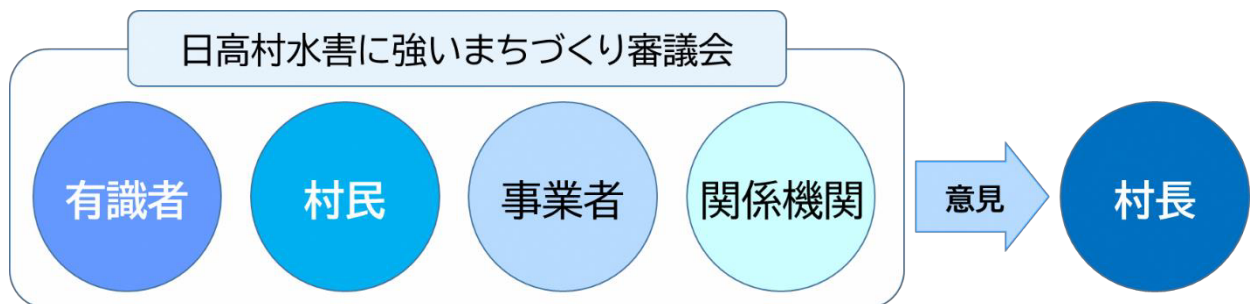
4. 日高村水害に強いまちづくり審議会に関すること

(条例第23条)

①日高村水害に強いまちづくり審議会とは？

「日高村水害に強いまちづくり審議会」は、本条例の詳細な定義や運用状況について審議する会議体のことです。

委員は、村長が委嘱する総合治水条例策定委員会のメンバーを中心とした日高村の浸水被害に関係する関係機関の職員などで構成されます。



審議会は、流域治水対策に関して必要な事項について、村長に意見を述べることも可能です。

②主な審議内容

「日高村水害に強いまちづくり審議会」では、主に以下の内容について審議を行います。

- ・「日高村水害に強いまちづくり条例」の詳細な定義について
- ・運用状況等について

5. 防災情報の提供等に関すること(条例第15条、第16条)

村長は、水防体制・安全な避難体制の強化に取り組み、村民などの水防意識の高揚に取り組むとともに、河川水位などの情報を迅速に提供する体制を構築します。

6. 自主防災組織の充実に関すること(条例第17条)

村民は、自主防災組織を活かして、水防体制・水防意識の高揚を図るために、防災訓練などの行事に積極的に参加するとともに、事業者も、従業員などに対して、防災教育を実施しなければなりません。

7. 河川環境の保全・管理に関すること(条例第 18 条)

村長は、河川管理者に対し、河川環境を守るために、環境保全・管理のために必要な措置を講ずるよう要請します。

—保全のための活動例—



8. 森林、農地の保全に関すること(条例第 19 条)

森林や農地の所有者は、「みどりのダム機能」を維持するために、森林や農地、緑地の保全に努めます。

また、日高村農業委員会は、農地や緑地を保全するために、耕作放棄地等が増えないように農地の所有者に対して積極的な指導を行います。

—保全のための活動例—



9. 流域治水教育の推進に関すること(条例第 20 条)

学校教育のカリキュラムの中に、日高村の水害の歴史を学び、水と共生する村づくりについて学習します。

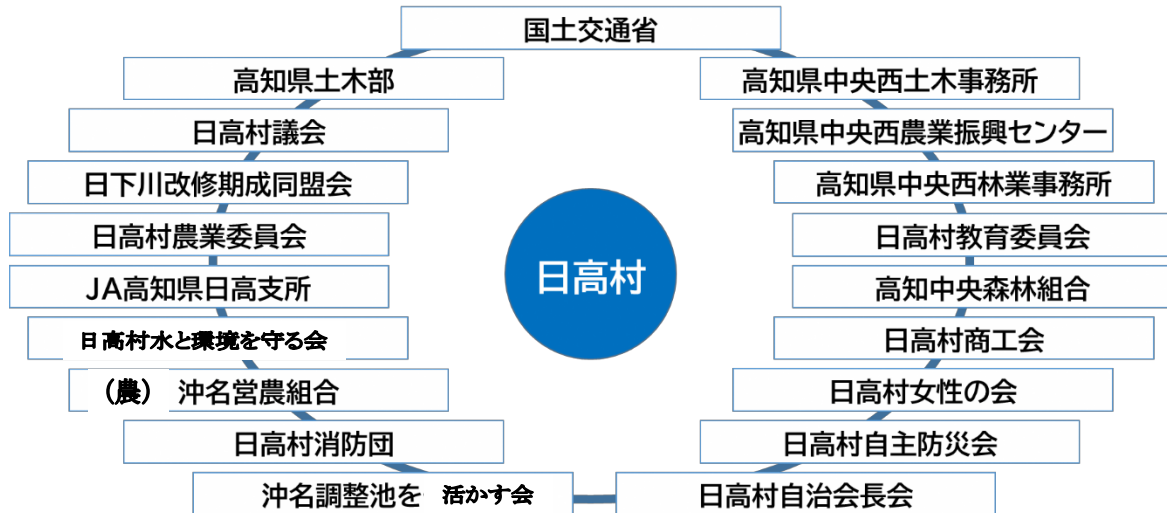
また、社会教育活動においても、流域治水対策に関する学習機会を積極的に設け、広く、村民の治水に関する意識を高めます。

10. その他

①関係行政機関との連携(条例第 21 条)

村は、本条例に定める各種事項について指定・策定・制定・変更・廃止するときや、助言・勧告を行う場合は、関係行政機関の意見を聴かなければなりません。

また、村長は、流域治水対策を推進するために、関係行政機関と連携協力を図りながら、必要な事項について協議を行います。



②助成(条例第 22 条)

日高村内において、浸水被害対策や貯留浸透阻害行為への対策工事を行う場合、村は予算の範囲内で助成を行うことができます。

③条例施行規則(条例第24条)

条例の施行に関し必要な事項については、条例施行規則で定めます。

お問合せ先

日高村建設課 治水対策室

☎ : 0889-24-5114 村内無料電話 : 724-5114

✉ : kensetsu@vill.hidaka.lg.jp

HP : <http://www.vill.hidaka.kochi.jp/>